

法令適用事前確認手続 回答書

令和7年10月27日

■■■■■■■■■■ 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和7年10月1日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、貨物利用運送事業法第2条第1項の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物利用運送事業法において「利用運送」とは、実運送事業者（同法第2条第2項から第5項に定める事業者）及び貨物利用運送事業者（同法第3条第1項等の登録等を受けた事業者）の行う貨物の運送を利用してする貨物の運送をいうところ、配送人（乗客）が自らの手荷物として小規模の荷物を運送することは、配送人（乗客）と鉄道運送事業者との間に当該手荷物に関する貨物運送契約が締結されておらず、貨物の運送ではないことから、貨物利用運送事業法の適用対象外となります。